

財務諸表に対する注記 (法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権—重要性がないため、取得原価で計上している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物・構築物・車輛運搬具・器具及び備品—一定率法
- ・ソフトウェア—一定額法
- ・リース資産

ファイナンスリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理、ただし、リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下またはリース期間が 1 年以内の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

オペレーティングリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金—職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、計上しない。
- ・徴収不能引当金—金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、計上しない。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっております。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の計算書類 (第 1 号の 1 様式、第 2 号の 1 様式、第 3 号の 1 様式)
- (2) 事業区分別内訳表 (第 1 号の 2 様式、第 2 号の 2 様式、第 3 号の 2 様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表 (第 1 号の 3 様式、第 2 号の 3 様式、第 3 号の 3 様式)

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

- ①法人本部拠点区分
- ②特別養護老人ホーム光の丘拠点区分
 - ア 特別養護老人ホーム光の丘サービス区分
 - イ 光の丘（短期入所生活介護）サービス区分
 - ウ 光の丘（通所介護）サービス区分
 - エ 指定居宅介護支援事業所光の丘サービス区分
- ③ケアハウス光の丘拠点区分
- ④老人介護支援センター光の丘拠点区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	15,430,000			15,430,000
建物	226,038,448		14,596,112	211,442,336
定期預金	1,000,000			1,000,000
合計	242,468,448		14,596,112	227,872,336

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

特別養護老人ホーム光の丘拠点区分の体重計を処分したことに伴い、国庫補助金等特別積立金5円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,153,428,322	941,985,986	211,442,336
建物	379,365	379,094	271
構築物	34,844,494	33,942,720	901,774
車両運搬具	15,046,011	15,045,789	222
器具及び備品	111,860,244	88,986,239	22,874,005

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
埼玉県 県債	40,000,000	39,116,000	△884,000
合計	40,000,000	39,116,000	△884,000

1 2. 関連当事者との取引の内容

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし